

令和7年9月29日

保護者 様

千葉大学教育学部附属中学校

校 長 樋 口 咲 子

学校において予防すべき感染症による出席停止手順の変更について

秋晴の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、生徒が学校において予防すべき感染症に罹患した際、学校保健安全法施行規則第18条・第19条で定められた期間、出席停止となります。本校ではこれまで、インフルエンザ等一部の感染症を除き、登校する際、医師による証明の必要な「登校許可証明書」の提出をお願いして参りました。

しかし、保護者の皆様の時間的・経済的負担、また医療機関の業務負担等を考慮し、令和7年10月1日より、「登校許可証明書」の運用を廃止し、学校において予防すべき感染症全てについて、保護者記入の「療養報告書」に様式を統一いたします。

使用の流れや留意点につきましては、「学校において予防すべき感染症による出席停止手順」をご参照ください。

なお、新しい「療養報告書」は10月1日以降に、本校ホームページの「本校保護者向け」からダウンロード印刷してお使いいただけます。また、学校からお渡しすることもできます。

学校における感染症の流行を予防するために、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

【変更点】

- (1) 「登校許可証明書」「インフルエンザにおける療養報告書」「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」「ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・伝染性膿痂疹（とびひ）における療養報告書」の運用を廃止する。
- (2) 登校する際には、保護者が記入した「療養報告書」を学校へ提出する。病院での証明は不要。